

令和7年度 用賀小学校 PTA のしおり

# はじめのいーっぽ

卒業（または転出）まで、大切に保管しておいてください。

用賀小学校ホームページでもご覧いただけます。



## 「はじめのいっぽ」は 用賀小学校の PTA 活動を説明した資料です。

用賀小に入学（転入）された児童の保護者のみなさまには、

用賀小学校 PTA の活動内容の趣旨をご確認いただき、

ご賛同いただける方は「入会」を、

ご賛同いただけない方は「非加入」を選択していただきます。

（以降の入退会の変更手続きはいつでも受け付けます。）

「はじめのいっぽ」をお読みいただくことで

PTA 活動をより身近なものと感じ

無理なく参加していただければと思います。

PTA 会長



## **PTA とは？**

PTA は子どもを見守る大人たちの共育ネットワーク  
会員の皆さん一人ひとりの参加によって成り立っています。  
会員同士のコミュニケーションとチームワークで  
子どもたちをみんなで育て、みんなで守っていきましょう。

## **PTA の目的**

保護者と教職員が子どもの健全な育成と幸福を目指し  
共に考え、協力しながら、よりよい教育環境づくりに努めます。  
また、地域社会の環境づくりにも努め  
子どもたちの校外活動の充実のために活動します。

## **PTA の会員**

PTA の目的や性格をよく理解し、保護者と教職員が、  
PTA の趣旨に賛同し、会員になります。

## **PTA の基本単位**

PTA の基本単位は、クラス（学級 PTA）と地区班（地域 PTA）です。  
担任の先生、クラス、住んでいる地域との会話が PTA のはじめの一歩です。

## **PTA の活動**

できることを、できるときに、できるだけ。  
ひとりひとりの小さな関わりが、PTA 活動の大きな原動力です。

## **PTA の役割**

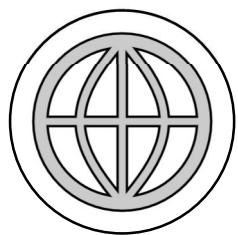
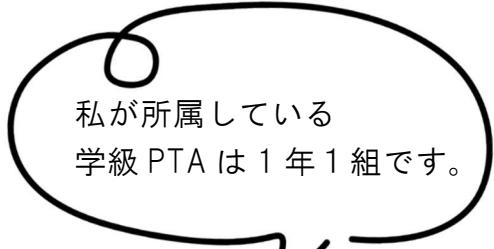
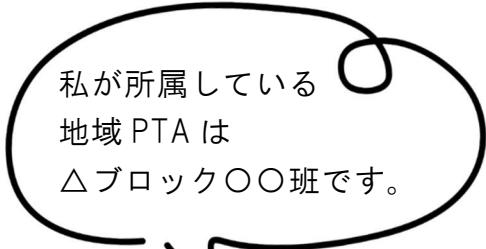
学校と子どもたちの応援団です。みんなで子どもたちの元気と安全を守りましょう。

# ～用賀小学校 PTA のしくみ～

用賀小学校 PTA は、大きく地域 PTA と学級 PTA に分かれます。

PTA に地域住民が加わり、学校教育に外側から支援するだけではなく、地域の子どもたちは地域で育てる枠組みが地域 PTA です。

お子さんの所属するクラス単位に行う PTA 活動の枠組みを、学級 PTA といいます。



地域PTA

地域PTAはお子さんが所属する子ども会（地区班）の保護者で構成されます。  
各ご家庭で所属する地域PTAは一つです。



学級PTA

学級PTAは各クラスの保護者で構成されます。お子さんが複数在籍するご家庭については、所属する学級PTAが複数になります。

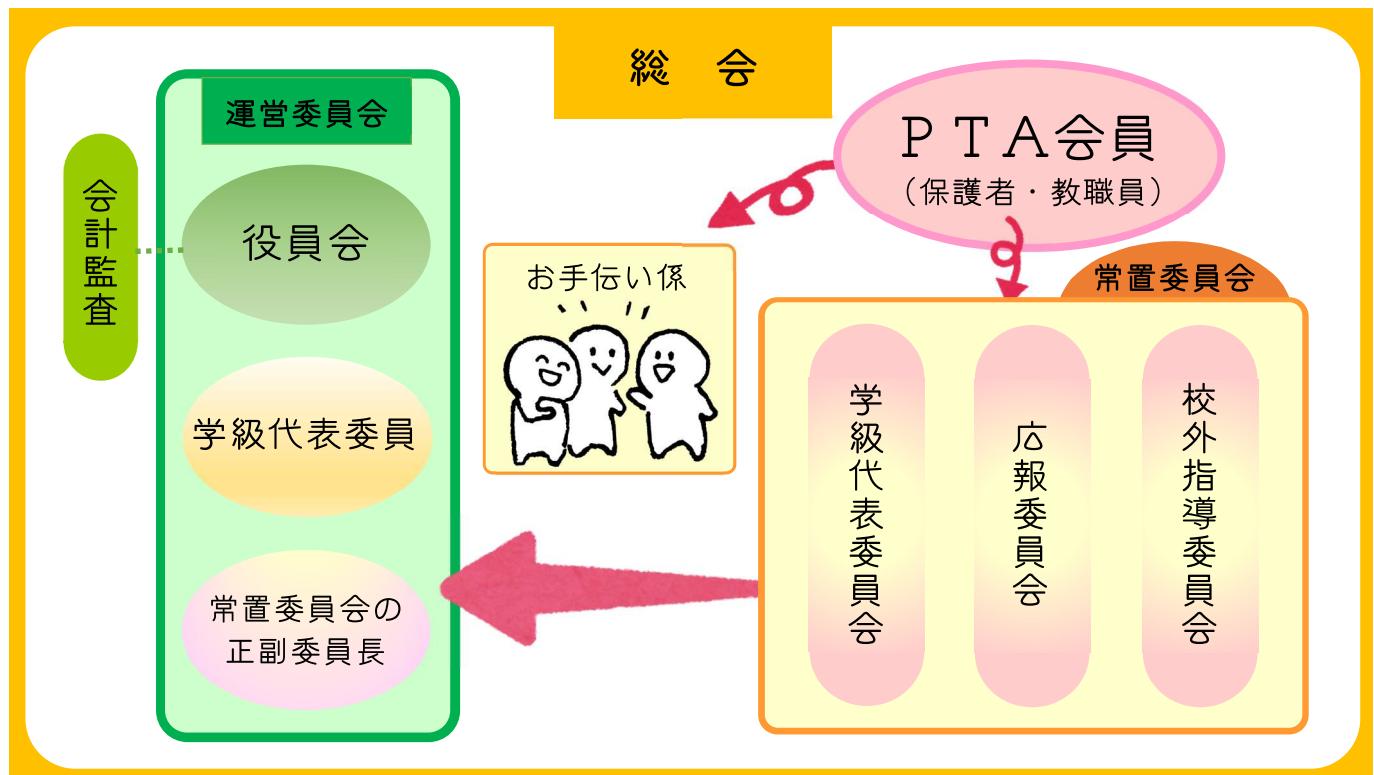


## ～組織と活動～

用賀小PTAは在学する児童の保護者と、教職員によって構成されます。

役割を分担し合い、多方面から子どもたちの「よりよい環境」づくりを目指します。

お子さんの在学中に1回程度役員や委員をお引き受けいただけだと、一人一人の負担が軽減し、PTA活動も円滑に回ります。ご協力いただけだと幸いです。



会議体	概要
総会	全会員で構成される最高意思決定機関です。1家庭1票の議決権があります。 総会では、新年度活動計画および予算、規約や会費などの重要事項を審議、決定したり、活動報告および決算報告、新年度の役員および会計監査を承認したりします。
運営委員会	役員・各常置委員会正副委員長・学級代表委員で構成される、執行機関です。 運営や企画について審議検討します。 学級代表委員は、各クラス1議決権をもち、各学級の意見を提案したり、役員会や委員会より提出された議案について協議したりします。
役員会	役員で構成されます。 総会や運営委員会から付託された事柄について企画立案するほか、会務全般を処理します。

## 1. 役員について

役員は用賀小の PTA 活動の窓口として、準備やまとめ役として活動します。

1月保護者会で1年生から4年生の保護者を対象（小学5年生の保護者は立候補のみ募集）に各クラスから次年度役員候補者を選出します。その後、互選会にて次年度役員候補者が話し合いを行い、役員が選出されます。

「できそうな年に、できそうな役」にご協力いただけますと大変ありがとうございます。

役員の構成は下記の通りです。

会長 1名 PTA の顔として学校内外で子どもたちのために活動しています	副会長 3名以上 会長を補佐しながら、各委員会との協力、学校／地域行事のお手伝いの旗振りをします。	書記 2名以上 議事録、PTA だより、ポスター等の書類作成。楽しく読みやすいを目指しています。	会計 2名 PTA 会員・会費の納入管理。適正な予算使用を管理、提案します。	研修 2名以上 区の委託事業である家庭教育学級や単位 PTA 研修会などを企画・運営します。
会計監査 2名 PTA 会費が予算通り正しく使われているか、監査します。 PTA 本部関連の活動には参画しません。				

※教職員からも PTA 役員（副会長、会計、書記、研修）が選出されます。

※その他、世小Pなど校外向けの活動を主とした専門担当が選出されることがあります。

## 2. 委員について

用賀小 PTA の常置委員会は以下の3つです。

### 学級代表委員

募集人数：各クラス 2名

＜主な活動内容＞

クラスや学年単位の懇親会の企画、運営委員会への出席（クラスで出た意見の提案など）、役員候補者選出サポートなど

### 広報委員

募集人数：8名程度

＜主な活動内容＞

PTA 広報誌「ようが」の編集および発行対応  
例年3号誌まで発行  
会員のみなさんの知りたい情報をわかりやすく情報発信

### 校外指導委員

募集人数：6名

＜主な活動内容＞

子ども会活動のサポート、防犯マップの作成・配布、区の委託事業「子どもを守ろう110番」協力宅（企業）のお願いやとりまとめなど

### 3. 係について

用賀小 PTA のお手伝いイベントは以下の通りです。

係活動は PTA 非加入の方もご参加いただけます。

詳細は新年度に配布されるお手紙や、イベント前に告知されるお手伝い募集メールにてご確認ください。

#### お手伝い係

##### 運動会

日程：5月下旬  
募集なし

運動会前日準備、当日の校内警備、片づけなどを行います。  
※令和2年以降、お手伝いは募っていません。

##### 防災フェア

日程：6月上旬  
募集人数：4名程度

用賀小学校避難所運営委員会主催。被災時の炊き出し体験などのお手伝いをお願いします。

##### 子ども映画会

日程：7月下旬  
募集人数：6名程度

夏休みに上用賀アートホールで行われる「夏休み子ども映画会」当日の運営のお手伝いをお願いします。

##### 上用賀盆踊り大会

日程：8月下旬  
募集人数：50名/日

用賀小の校庭で行われる盆踊り大会で、焼きそばなどの屋台のお手伝いをします。やぐら設営など前日準備のお手伝いもあります。

##### 用賀でパフォーマンスをみよ～よ

日程：9月上旬  
募集人数：4名程度

青少年地区委員会が主催するイベントで、会場設営や駐輪場整理(時間制)のお手伝いをお願いします。

##### 上用賀児童館まつり

日程：10月中旬  
募集人数：4名程度

上用賀児童館主催のおまつりです。  
当日屋台のお手伝いをお願いします。

##### YCC フェスティバル

日程：11月上旬  
募集人数：4名程度

ようがコミュニティクラブ(YCC) 主催のおまつりで、  
当日受付のお手伝いをお願いします。

##### もちつき大会

日程：12月  
募集人数：120名程度

用賀小の授業の一環で実施するもちつき大会のお手伝いをお願いします。つき手、返し手、せいろ、調理などのお手伝いがあります

##### 卒業対策係

対象：6年生保護者  
募集人数：20名程度

6年生の卒業に関する準備、「感謝の会」の企画や運営をします。PTAでは募集しておらず5年生の3学期頃に学年で募集します。



#### Point!

自転車、自動車での来校は禁止されています。徒歩での来校にご協力をお願いします。

学校内はもちろんのこと、周辺道路も駐車、駐輪禁止です。

※新BOP学童クラブおよびPTA役員において駐輪許可を得ている場合があります。

## ～PTA会費について～

『用賀小学校 PTA 細則』に従い、PTA 会費を納入していただきます。

例年5月総会で予算が承認された後、PTA会費納入のお知らせを配付しますので、期日までに納入をお願いします。

PTA活動にご賛同いただける方は、寄付金を納めていただくことも可能です。

会費の金額と集金方法は、5月のPTA総会で決定します。

会費はPTA活動費として、また子ども達への入学祝い、卒業祝い、運動会参加賞、もちつき大会の補助金などの費用として使われます。

詳細は5月総会資料の前年度決算および予算案をご覧ください。

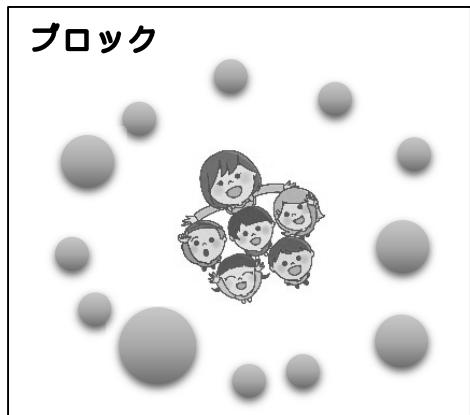
## ～地域 PTA と活動～

用賀小学校では、ご家庭の住所をもとに32の子ども会（地区班）に分け、用賀小PTAと協力し合い、集団登校など子どもの安全な生活を確保するための活動を行っています。

地域PTAは、この子ども会（地区班）を6つのブロックに分けて運営しています。

校外指導委員は、ブロックを構成する子ども会の輪番で1名選出されます。

用賀小学校、用賀小PTA、校外指導委員が協力し合い、子どもの安全を確保するための活動や、子ども会が円滑に運営できるようサポートします。



校外指導委員  
各ブロックより  
1名選出



入学までに、所属する子ども会から新入生の皆さんに、班の名前や集団登校についてのお知らせが届きます。お予まとともに、ご自分の班の名前を覚えてください。また通学路や学校付近の道を親子で確認してください。



子ども会は学校が管理しています。  
PTA加入/非加入に関わらずすべての児童が子ども会に所属しています。



子ども会活動で怪我をした場合、保護者を含め保険が適用されますので、PTA会計担当者に連絡の上、事務手続きを行ってください。（PTA非加入家庭について：児童については保険が適用されますが、保護者については適用がありません。）

## 1. 子ども会の目的

子ども会は、子どもの手による、子どものための会です。同じ子ども会に所属する子ども同士でお互いの名前や顔を覚えることにより「どうしたの?」「だいじょうぶ?」「あぶないよ」といった声の掛け合いを自然体に行えるようになり、危険を回避することにもつながっていくと考えます。

## 2. 子ども会での役割

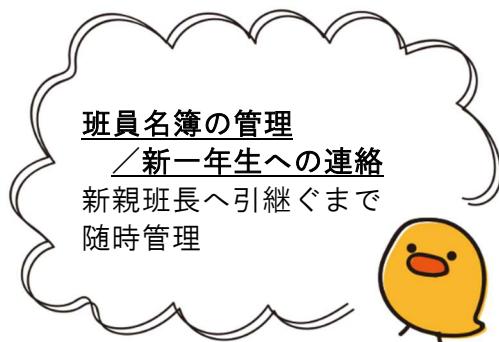
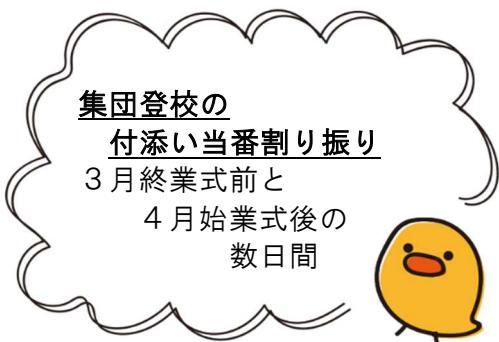
子ども会では、その班の最高学年の児童に、班長、副班長を担ってもらいます。

また、子ども班長、子ども副班長の保護者が、親班長、親副班長をご担当いただいておりますが、子ども会に所属する保護者同士で、みんなで子どもの自主性を見守り、支援し、協力し合って、子どもたちの安全を守っていくことが大事であると考えます。

## 3. 子ども会における保護者の活動例

校外指導委員にて作成している防犯マップに関する地域の危険個所の情報提供など、交通安全・防犯活動など子どもの安全を守る活動にご協力いただきます。

その他、親班長の主な活動例は以下の通りです。



所属する子ども会によって、以下のような活動も行っています。

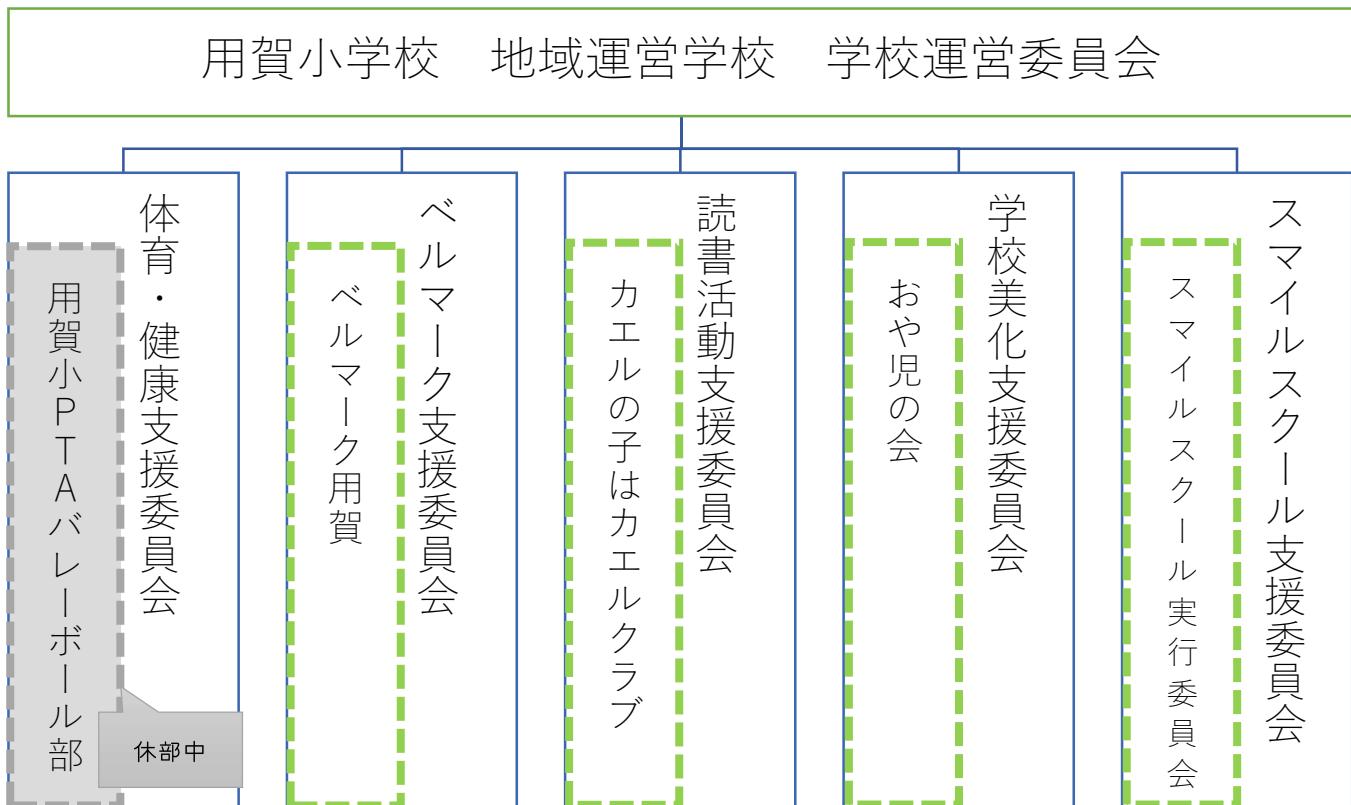
- ・新一年生歓迎会、卒業生送別会
- ・車用バリケード（馬止め）、旗振り当番
- ・地域行事（夏祭りなど）の協力、参加呼びかけ

# ～支援委員会の活動について～

支援委員会は、学校運営委員会に属します。

支援委員会は PTA とは別の組織です。支援委員会団体に対して協力金や活動のお手伝いを通して支援しています。

現在、用賀小学校・学校運営委員会内支援委員会で活動する団体は以下の通りです。



活動報告など必要な場合、代表者は学校運営委員会に出席します。

用賀小学校職員も会員の一名として参加できます。



新規申請の場合は、目的、人数、活動内容、代表者などを明記して、学校運営委員会に申し込みします。予算を伴う活動は、年度末までに申請が必要です。

活動は学年を超えたものとします。クラス単位・学年単位の活動は対象外です。



用賀小PTAバレーボール部は部員が少ないため、現在休部しています。

新しいチームを結成させることも可能ですが。

ご希望の方は PTA本部 ([yoga01@g.ptatokyo.com](mailto:yoga01@g.ptatokyo.com)) までご連絡ください。

# ～用賀小学校 PTA メールメイトシステムについて～

用賀小学校 PTA では、『メールメイト』というメール配信システムを導入しています。PTA からのイベント周知の連絡や、学級代表委員からのクラスごとの連絡に使用します。PTA の管理ですが、クラスからの諸連絡にも使用する場合もあるため、PTAに入会しない方も、ご登録をお願いしております。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。登録方法については毎年、年度初めに配布される「用賀小学校 PTA メールシステム新規登録または変更のお願い」をご参照ください。

## 『メールメイト』について

- ・株式会社メールメイトが運営する、メールを一斉送信するメール送信システムです。
- ・登録の変更、解約はご自身で設定可能です。
- ・PTA からのお知らせなどは、ペーパーレス化を推進する観点からメールメイトで配信しますが、重要なお知らせはプリント配付も並行します。
- ・システム利用料は、PTA 予算から支出いたします。
- ・メールメイトは近隣校（用賀中学校、桜町小学校など）でも利用され、活用方法などの情報共有も行なっています。保護者の皆さんにとって有用な活用方法を今後も模索していきます。
- ・登録された個人情報は、管理責任者を限定した上で、PTA・学校からの連絡用にのみ利用されます。第三者に開示することはありません（運営会社及び法的機関を除く）。

※詳細は、用賀小学校ホームページの PTA のページより、説明書をご確認ください。

## ■用賀小学校の情報発信ツールについて

用賀小学校で利用している情報発信ツールは以下の通りです。



学校が運営管理している連絡情報配信システムで、下校時刻の変更や学級閉鎖のお知らせなど学校から周知したいお知らせが配信されます。

保護者から学校へのお休み連絡についても、すぐーるで連絡します。



PTAが運営管理しているメール配信システムで、学校行事や地域行事のお手伝い募集、家庭教育学級のお知らせ、PTAからの発行物（総会やPTAだより）などを配信します。

配信のみで返信機能はありません。  
メールの受信料は自己負担になります。

## ～PTA用語について～

世小P	「世田谷区立小学校PTA連合協議会」の略称です。 各小学校のPTA間の情報交換・共通の問題点の解決のために組織されています。 主な活動は、各地域（ブロック）ごとに行っています。 常任理事校は、8年ごとに各学校に割り当てられます。
ブロック	世田谷区立の小学校61校が8地域にわかれ、各ブロック会を組織しています。 用賀小は、第7ブロックに所属します。 第7ブロックには、用賀小のほかに、深沢・玉川・京西・二子玉川・桜町・瀬田・中町が属しています。
単P（単位PTA）	各小学校のPTAを一単位とした呼称です。
ようがの学び舎	用賀中学校・用賀小学校・京西小学校の3校が所属し、地域運営学校として連携し、さまざまな活動に取り組んでいます。
常任理事校	各ブロックのまとめ役をします。校長と会長が理事となります。 毎年持ち回りで、8年に1回、各校に役割が回ってきます。
家庭教育学級（研修）	区立幼稚園、小・中学校のPTAと連携するかたちで、保護者、地域、学校の協力のもと、家庭の教育力の向上を目的とした学習機会を提供する取組みです。 令和6年度より以下3つの方法で開催可能です。 ① 教育委員会の委託事業を受託して実施（従来型） ② 家庭教育に関する動画配信を使った実施 ③ 自校開催（委託契約は結ばず事務手続きはなし）
教育条件整備要望書	各学校での施設整備や教育充実に関する区教育行政に対する要望を翌年度の教育行政予算に反映してもらえるよう、各単P、世小Pで毎年とりまとめ、教育長に提出しています。
PTA総合保障制度	用賀小PTA会員の皆さんには加入していただいています。 掛金（傷害保険世帯：150円×世帯数、賠償責任保険：8円×児童数、個人情報漏洩保証制度：30円×児童数）はPTA会費に含まれています。 PTA活動中・サークル活動中また活動参加途中の交通経路における事故についても補償されます。 詳しくは、PTA本部役員・会計担当までお問い合わせください。

# ～PTAで加入する保障制度～

PTA 団体傷害保険				
被 保 險 者	❶PTA会員（父母会員および教師会員）	保 險 金 支 払 事 由	被保険者が日本国内において以下のケガに対して支払う	
	❷PTAの属する学校に在籍する児童		・PTAの管理下においてPTA行事に参加している間	
	❸PTA会員の同居の親族		・PTA行事に参加するためPTAが指定する、集合、解散場所と自宅との通常の経路の往復中	
	❹PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方			
	(PTA行事に参加するボランティアなど)			
あんしん保障				
死亡・後遺障害保険金		480万円	保険料	
入院保険金日額		5000円	PTA会員1世帯あたり150円	
通院保険金日額		3000円		
PTA賠償責任保険				
被 保 險 者	PTA	保 險 金 支 払 事 由	PTA活動遂行中に発生した以下の事故につき、PTAが法律上の賠償責任を負担する場合に保険金が支払われる	
			❶PTA活動遂行中、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の財物を壊した場合	
			❷PTAが学校等第三者から借用したスポーツ用具や教育資材等（受託物）をPTA会員や児童が壊したり盗まれたりした場合	
身体賠償		1名	5000万円	
		1事故	3億円	
財物賠償		1事故	500万円	
受託物賠償		1事故	10万円	
		期間中	1000万円	
個人情報漏えい補償制度				
❶法律上の損害賠償金		被保険者となるPTAが保有する個人情報の漏えいが発生した場合、またはそのおそれによって生じた法律上負担する損害賠償金を補償する		
❷各種費用に関する補償		上記❶の事故が発生した場合に要した以下の費用を補償		
		・サイバー攻撃対応費用	・原因・被害範囲調査費用	
損害賠償責任に関する補償		・訴訟対応費用	・弁護士などへの相談費用等	
各種費用に関する補償		限度額5000万円	掛け金	
		限度額3000万円	児童1名30円	

# ～個人情報の取扱いについて～

平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法(※)に関して、用賀小学校PTAでは、個人情報の取扱いについて、以下のガイドラインを定めました。用賀小学校PTAでは、これまで個人情報を適切に取扱ってまいりましたが、今般、個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを明示し、法令順守のより一層の徹底を目指します。

※「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」

内閣府個人情報保護委員会ホームページ：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530\\_personal\\_law.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf)

## 用賀小学校PTA個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

私たち用賀小学校PTAは、以下に示す個人情報管理の5つの基本ルールに従って、会員の皆さまからお預かりした大切な個人情報を適正に取扱い、継続的な改善を加えていきます。

### 1 個人情報を取得するときのルール

私たちは、会員の皆さまから、会員ご本人のお名前、メールアドレス、電話番号、児童のお名前・学年・クラス、などの個人情報をお預かりします。その際には、個人情報を何に使用するか目的を決めて、予め会員ご本人にお伝えします。

### 2 個人情報を利用するときのルール

私たちは、会員の皆さまからお預かりした個人情報をPTA活動に必要なこと(例えば会員間の連絡、委員・係・お手伝い決め、会への出席確認、アンケート調査など)に利用し、それ以外の目的では利用しません。

### 3 個人情報を保管するときのルール

私たちは、会員の皆さまからお預かりした個人情報を、用賀小学校PTAで決めたルールに従って厳重に管理します。

### 4 個人情報を他人に渡すときのルール

私たちは、会員の皆さまからお預かりした個人情報を、皆さまの同意なしに第三者に提供しません。

### 5 本人から個人情報の開示を求められたときのルール

私たちがお預かりしている会員の皆さまの個人情報をご覧になりたいとき、訂正や利用停止を求めたいときには、PTA役員にお問い合わせください。